

2024年9月13日

株主各位

東京都千代田区丸の内一丁目1番2号
株式会社三井住友フィナンシャルグループ
取締役 執行役社長 中島 達

株式分割に関する基準日公告

当社は、2024年5月15日開催の取締役会において、2024年10月1日を株式の分割が効力を生ずる日として、普通株式1株を3株に分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式分割により株式の割当を受ける権利の基準日を2024年9月30日と定めましたので、公告いたします。

以上

お知らせ及びご注意

- 株式分割後のご所有株式に関するご案内は、2024年10月末目途でお届出住所に発送する予定です。
- 2024年10月1日付にて、株式分割により増加した株式数が、お取引口座のある証券会社等または特別口座を管理する口座管理機関の振替口座簿に記録されることとなります。
- (1) 住所変更、改姓名等の各種手続きは、お取引口座のある証券会社等でお手続きをお願いいたします。
(2) 特別口座に関する各種手続きは、下記の口座管理機関にお申し出ください。
特別口座管理機関 三井住友信託銀行株式会社
連絡先 〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
電話 0120-782-031 (フリーダイヤル)
受付時間 9:00~17:00 (土日祝日を除く)